

埼玉県思いやり駐車場制度に協力します

本庄市では、『みんなが輝く共生のまち 本庄』の実現に資するとして、11月1日より開始となる「埼玉県思いやり駐車場制度」の趣旨に賛同し、利用証の交付窓口の設置、市施設への優先駐車区画の整備などに取り組みます。



＝埼玉県思いやり駐車場制度＝

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる人に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設に設置している「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進します。

◆利用証の交付

本市在住の利用証交付対象者（別紙参照）の方は、必要書類等を持参のうえ、次の窓口で申請してください。なお、対象の方であれば、どの窓口でも申請できます。

- 市役所 1階 障害福祉課 ☎25-1125 高齢者福祉課 ☎25-1722
- アスパアこだま 1階 支所市民福祉課 ☎71-5889
- 保健センター 健康推進課 ☎24-2003

◆市施設での「思いやり駐車場」の整備

市では、主な公共施設に、既存の「車椅子使用者用駐車区画」に加え、「優先駐車区画」を順次整備します。

《優先駐車区画整備予定の公共施設》

市役所、はにぼんプラザ、本庄レンガ倉庫、アスパアこだま、障害福祉センター、老人福祉センターつきみ荘、保健センター、いずみ保育所、ふれあいの里いずみ亭、本庄総合公園、児玉総合公園、マリーゴールドの丘公園、若泉運動公園、本庄市民文化会館、セルディ、競進社模範蚕室、図書館本館

○添付資料 （添付資料名 「埼玉県思いやり駐車場制度が始まります」 25部）

問合せ先

- 本件記事に関すること 福祉部 障害福祉課 担当：青木
電話：0495（25）1125
- 広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：飯塚
電話：0495（25）1155

埼玉県 思いやり駐車場制度が 始まります

★障害福祉課 ☎25-1125

思いやり駐車場制度を利用するには

思いやり駐車場制度を利用の際は、「①利用証の交付を受け」、「②駐車時に利用証を掲示」する必要があります。

①利用証の交付を受ける

市内在住で右表「利用証の交付対象者」に該当する方は、必要書類等を持参のうえ、次の窓口で申請してください。

申請窓口 (対象の区分に関わらず、すべての窓口で申請できます)

- 障害福祉課 (市役所1階) ☎25-1125
- 高齢者福祉課 (市役所1階) ☎25-1722
- 支所市民福祉課 (アスパアこども1階) ☎71-5889
- 健康推進課 (保健センター内) ☎24-2003

▶**利用証** (駐車時にルームミラー等に掲示できるようにになっています)



●市内の公共施設に「思いやり駐車場」を整備

市では、主な公共施設に既存の「車椅子使用者用駐車区画」に加え、「優先駐車区画」を整備して、埼玉県思いやり駐車場制度に協力します。

【優先駐車区画整備予定の公共施設】

市役所、はにぼんプラザ、本庄レンガ倉庫、

※整備未了の施設も順次整備します。

※区画のある施設は、埼玉県で確認できます。



②駐車時に利用証を掲示する

思いやり駐車場 (「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」) に駐車する際、交付された利用証をルームミラーにかけするなど、外から見えるように掲示してください。

▶「駐車できる区画」(イメージ)

「車椅子使用者用駐車区画」、「優先駐車区画」は、それぞれの利用証に対応した色やマークで区別されています。

埼玉県思いやり駐車場制度とは

障害のある方や要介護状態の方、妊娠婦の方等、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設等に設置されている「車椅子使用者用駐車区画」や「優先駐車区画」の適正な利用を推進する制度です。

▶利用証の交付対象者

区分	交付基準	有効期間	申請時の用意
視覚障害者	4級以上		身体障害者手帳
聴覚障害者	3級以上		
平衡機能障害者	5級以上		
身体障害者	2級以上		
下肢	6級以上		
体幹	5級以上		
脳原性運動機能障害	上肢機能2級以上		
自由	移動機能6級以上		
内部障害 (免疫機能障害を含む)	4級以上	対象者としての基準に該当しなくなるまで	
知的障害者	A以上		
精神障害者	1級		療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 1〜3のいずれかを用意
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> • 特定疾患医療受給者 • 指定難病医療受給者 • 小児慢性特定疾病医療受給者 		1. 特定疾患医療受給者証 2. 指定難病医療受給者証 3. 小児慢性特定疾病医療受給者証
高齢者等	要介護1以上の方	妊娠7か月から産後1年まで	介護保険被保険者証 母子健康手帳
妊娠婦 (出産後は乳児と同件の場合に限る)	妊娠7か月から産後1年までの方	妊娠7か月から産後1年まで	
けが人等	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められた方	医師の診断等と認める期間 (原則1年以内)	1・2のいずれも用意 1. 医師の診断書 (意見書) または公的機関の証明書など 2. 身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証など)
その他、車椅子の常時使用が必要と認められる方	医師の診断等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる方	対象者としての基準に該当しなくなるまで	

「思いやり駐車場の利用にあたってのお願い」

「思いやり駐車場」は、車椅子等を利用するため、車の乗り降りの際にドアを広く開ける必要がある方や、妊娠婦やけが人等が歩行が困難のため、できるだけ建物に近い位置に駐車する必要がある方のための駐車スペースです。利用証をお持ちでない方は駐車を控えていただきますようお願いいたします (必要な方は利用証を申請してください)。

